

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回浦川原区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1)協議（公開）

ア 会長及び副会長の選任

イ 浦川原区地域協議会で定める事項について

・席順

・会議録の確認方法

・浦川原区地域協議会運営方針（案）

ウ 令和2年度地域活動支援事業の審査について

### (2)報告（公開）

（報告なし）

### (3)その他（公開）

ア 次回の開催日時等について

## 3 開催日時

令和2年5月12日（火）午後6時50分から午後8時25分まで

※午後6時30分から午後6時50分まで改選に伴う任命書交付式を実施

## 4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 4階 市民活動室4・5

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：相澤誠一、赤川義男、池田幸博、小野正広、春日清美、北澤誠、北澤正彦、五井野利一、杉田和久、藤田宏禔、宮川勇、村松進

・事務局：浦川原区総合事務所横田所長、小嶋次長、五井野次長、総務・地域振興グループ北澤班長、鷺津主任

## 8 発言の内容

#### 【五井野次長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 出席者は12人全員。
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・ 上越市における地域自治区制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために全体研修会が開催できなかったことから、地域自治区制度、地域協議会の役割や活動の概要、地域協議会委員の選任結果を説明。

#### 【五井野次長】

それでは2協議に入る。会議を進めるにあたって議長を決める必要があるが、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項ただし書きに、「会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が指名する者が議長となる」とあることから、次第の「2(1) 会長及び副会長の選任」の進行は、市長が指名する者として総合事務所長が行うので了承いただきたい。

#### 【横田所長】

それでは議長を務めさせていただく。

会長、副会長の選任について、上越市地域自治区の設置に関する条例第6条に「地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議において、委員のうちから選任する」とあり、前回は委員の皆様で協議を行って会長、副会長を選任した。今回も委員の皆様でご協議いただきたいと考えている。自薦・他薦問わず、忌憚のないご意見を頂戴したい。いかがか。

#### 【池田委員】

私は、会長に藤田宏澄さんを推薦する。そして、副会長は2名、会長からの選任とするのがベストと考える。上越市の地域協議会という地域自治のシステムは、日本国内でも先駆的であり、先端を歩む地域自治の制度である。政治学、法学の研究者である大学教授が聞取りに来るなど、それなりに評価されていることから明らかで、上越市の中でも特に浦川原区はレベルが高いと自負している。

その理由は2点あり、1点目は、小学校について、平成23年7月に自主的審議を開始し、何度も各地域へ出て説明をして意見を聞いた。現在の地域の状況から子どもたちの本当の教育環境はどうあるべきかについて全知を傾注して取り組んだ。平成28年には小学校統廃合の問題を抱える三和区、板倉区、大潟区の地域協議会が勉強に来たが、それに対し

でも丁寧に説明した。

2点目、ゆあみの休業にも結論を出した。利害対立や賛否がある中で論理的な議論をし尽くした。これらの大きな問題の解決の中で常にリーダーシップを発揮してきたのは藤田さんである。

協議会は、その責任ある組織としてのガバナンスが醸成され、確立されていなければならない。時にはアカデミックなテーマと対峙しなければならない。理論、論理、理屈、倫理のような言葉の区別が容易にできなければ地域のための建設的な協議はできない。藤田さんは論理的な考察ができる方である。以上の理由により藤田さんを会長に推薦する。

**【横田所長】**

他の委員から意見はないか。

(会場内から意見なし)

他の発言はないようだが、会長には藤田委員をとの推薦があった。藤田委員を会長としてよろしいか。

(会場内から拍手多数)

それでは、藤田委員から会長に就任いただくこととする。

続いて、副会長の選任に入る。今回は副会長を2人としていた。その辺りも含めて発言をいただきたい。いかがか。

**【藤田会長】**

副会長には経験豊かな方からリーダーとなって、私を支えてもらいたいと考えている。ついでには、前回副会長を務めていただいた村松さん、そしてもう1人は池田さんをお願いしたいと思っている。

**【横田所長】**

他の委員から発言をお願いしたいと思うがいかがか。

(会場内から意見なし)

特に発言がないようなので、副会長は2人で、村松委員と池田委員としてよろしいか。

(会場内から「はい。」の声多数)

それでは、会長は藤田委員、副会長は村松委員と池田委員ということで決定した。これより、今後の会議の進行を会長、副会長と打ち合わせるため、10分間の休憩とさせていただきます。再開は午後7時25分とする。

(10分間休憩後、午後7時25分に会議再開)

**【五井野次長】**

それでは、会議を再開する。新たに会長、副会長が選任されたので、その場でご挨拶をいただきたい。

(藤田会長、村松副会長、池田副会長就任の挨拶)

ここからの会議の進行については、地域自治区の設置に関する条例第8条の規定により、会長から議長を務めていただく。

**【藤田会長】**

それでは、協議に入る。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく時間を短縮して濃密な協議をお願いしたい。質問等についても手短かに要点を絞ってお願いしたい。最初に(2)浦川原区地域協議会で定める事項について、会議の席順については資料1のとおり、今、私と副会長を除く委員の皆さんがお座りの席順のとおり着席いただくことでよろしいか。

(会場内から「はい。」の声多数)

それでは、この席順で進めていく。次に会議録の確認方法について、会議録は、上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項に基づき、協議会が指定した者の確認が必要であり、これまで会議の冒頭に、会議録の確認者を会議に出席している委員から1名選出し、会議終了後、事務局が作成した会議録を選出した委員へ送付し、確認してきた。今回もこの方法で行うこととし、本日の会議の会議録の確認は、五十音順で相澤委員からお願いしたいと思うが、よろしいか。

(会場内から「はい。」の声多数)

相澤委員よろしいか。

**【相澤委員】**

はい。

**【藤田会長】**

それでは、後日、会議録が送付されるのでお願いする。次に浦川原区地域協議会運営方針(案)について、事務局から説明いただく。

**【五井野次長】**

(資料2に沿って説明。)

**【藤田会長】**

会議の開催要件の1つである「地域協議会が定める数以上の委員の皆さんから請求があ

った場合」について、「地域協議会が定める数」は、前回の地域協議会は3名であったが、3名でよろしいか。意見を求める。

【春日委員】

今までに委員からの請求により会議を開催したことはあるか。

【藤田会長】

これまで、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項第2号の規定に基づいて委員からの請求により会議を開催したことはない。

【春日委員】

了解した。

【藤田会長】

それでは「地域協議会が定める数以上の委員の皆さんから請求があった場合」について3名としてよろしいか。

(会場内から「はい。」の声多数)

それでは3名とする。

次に浦川原区における令和2年度の地域活動支援事業の審査について、地域協議会の用務には地域活動支援事業の審査があり、今回新たに委員となった方も多くおられる。市からの審査依頼書と提案事業の一覧も配布されているが、審査を進めるに当たって、基本的な考え方について、事務局から説明をお願いする。

【総務・地域振興グループ北澤班長】

(資料3、別紙1、2、3、4、5、6に沿って説明)

【藤田会長】

地域活動支援事業について説明いただいた。新たな委員にはこの会議終了後、この場所で説明を聞いていただきたい。これについて質問はあるか。

【村松副会長】

540万円という税金も含まれたお金を使うことから、プレゼンテーションはやらないとしても、公民館の講堂などの広い場所で、質問等を行うことはできないか。

【北澤(正)委員】

新たに委員になったこともあり、提案書だけでは判断しがたい。質問できる機会は与えていただきたい。

【藤田会長】

プレゼンテーションはできないにしても、質問を行う場を設けてほしいとの意見だが、

事務局としてはいかがか。

**【横田所長】**

質問を行う場ということだが、書面による質問のやり取りを行った後のさらに確認のための場ということか。それとも書面によるやり取りはしないということか。その辺りを議論いただきたい。

**【村松副会長】**

書面は不要と考える。その場で直接聞く方が効率的ではないか。

**【杉田委員】**

私も書面による質問ではなく、直接、提案者に質問できる場を設けていただきたい。直接やり取りすることで再質問が可能になる。また、他の委員の質問を受けてさらに質問をすることもできる。書面では質問の意図に齟齬が生じて思ったような回答が得られないことも考えられる。

**【藤田会長】**

新たな委員が適切に審査を行うためにも、直接質問をする場を設けてはどうかという意見だと思う。3密を避けるためというのは分かるが、直接質問をする場を設けることはできるか。

**【横田所長】**

質問の中身を深めたいという提案だと思うが、事務局としてはできるだけ時間を短くしたいと考えている。事前に質問を提示して回答を用意してもらっておくか、回答を全委員に配付することでやりとりを少なからず省略でき、質問の中身をより深められると考える。事前のやり取りなしに当日の質問だけでは時間短縮は難しいと考える。

**【春日委員】**

時間短縮を考えるならば、質問のやり取りを一度行っただけで、生の声を聴くのが良いと思う。

**【五井野委員】**

提案団体を集めるタイミングはいつなのか確認したい。

**【総務・地域振興グループ北澤班長】**

書面によるやり取りをした後、全体審査を行う日に提案団体に質問する場を設け、個人審査を行い、全体審査を行うという流れを想定している。

**【村松副会長】**

昨年までは一日がかりで行っていた審査を、新型コロナウイルス感染拡大防止のために

プレゼンテーションをしないで行う場合、事前のやり取りなどはせず、提案書をよく確認し、質問事項を書き出し、当日、10分という制限時間を設けて直接質問を行うのが最善と考える。

**【横田所長】**

10分間という時間制限を考えたときに、事前のやり取りを行っておくことで、より有効に使えると考えるがいかがか。

**【藤田会長】**

様々な意見が出ているが、各団体10分間という質問の場を設けた後に審査票を提出して集計を行うが、その前に質問票によるやり取りを行うという形ではよろしいか。

(会場内から反対意見なし)

日程について、資料では28日となっているが事務局としてはどうか。

**【五井野次長】**

各団体への質問の場を10分間設けると決めていただいたが、その後に5分間の審査時間を設定した場合、7団体で1時間45分かかり、その後に全体審査を行うことになる。平日の夜にそれだけの時間を確保できるかどうか。平日の日中から行うか、難しいとなれば土・日の日中から行う必要があると考える。

**【藤田会長】**

各委員の都合はいかがか。

**【赤川委員】**

私は、平日の日中に出席することができないため、土・日にしてもらえるとありがたい。

**【藤田会長】**

30日が土曜日となるが、事務局としてはどうか。

**【五井野次長】**

30日であれば可能である。

**【藤田会長】**

会場は、広い場所として公民館が良いと思うが大丈夫か。

**【五井野次長】**

空いていることを確認済みである。

**【藤田会長】**

それでは、30日の土曜日、午後1時からでいかがか。

(会場内から異論の声なし)

では、事務局で詳細な日程を組んでいただきたい。

【五井野次長】

30日の土曜日、午後1時から浦川原地区公民館の講堂で地域協議会を開催し、質問のやり取り、個別の審査を行い、その後に全体審査を行う予定で組ませていただく。

【藤田会長】

では、その予定で審査を行い、事前に書面によるやり取りを行う方法で実施することとする。

次に3報告について、委員の皆さんから何か報告事項はないか。

(会場内より「なし。」の声)

【藤田会長】

それでは4その他に入る。(1)次回の開催日等については、先ほど決定したが、令和2年5月30日(土)午後1時から浦川原地区公民館で開催することとする。

以上であるが、他に皆さんから何かないか。

(会場内より「なし。」の声)

それでは、以上で第2回地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : [uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。